

目標3

安心・安全で快適なまちづくりを 推進する

災害時等における要援護者の安否確認や救助等が円滑に行えるように、住民、事業者、行政、その他関係組織が連携して支援対策に取り組み、安全に、そして安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、年齢、性別、障がい、国籍といった人それぞれの特性や違いを超えて、すべての人にとって利用しやすく安全で快適なまちづくり等をめざす「ユニバーサルデザイン」の視点で、生活環境の向上を目指します。

3-1 災害時等の要援護者支援

3-1-(1) 災害ボランティアの育成

災害時等における被災者・被災地支援にはボランティアの協力が必要です。

取り組み

* 災害ボランティアの研修と結成 *

- **【那覇市社協】**

那覇市社会福祉協議会は「那覇市地域防災計画」に基づき、一般市民のボランティアの育成と専門職によるボランティアの登録を促進し、災害時等における研修等を開催します。

- **【総務課[市民防災室]】**

「自分たちのまちは自分たちで守る」という連帯感に基づいて地域住民や自治会等が自発的につくる「自主防災組織³²」の結成を支援します。

【他関連課・団体】

消防本部予防課・福祉政策課

目標
1 第3章
目標
2 計画の目標と取り組み
目標
3



3-1-(2) 災害時等要援護者³³支援体制の整備

災害等の緊急時における迅速な安否確認や救出等につなげるために、自力で避難することが困難な高齢者や障がい者等について、日頃から対象者として把握していく体制を整えていくことが必要です。

取り組み

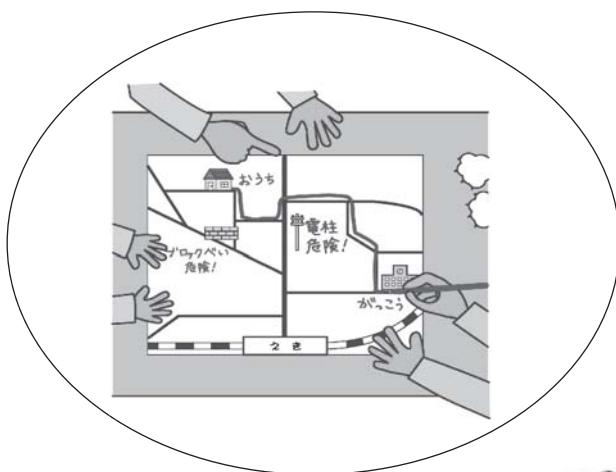
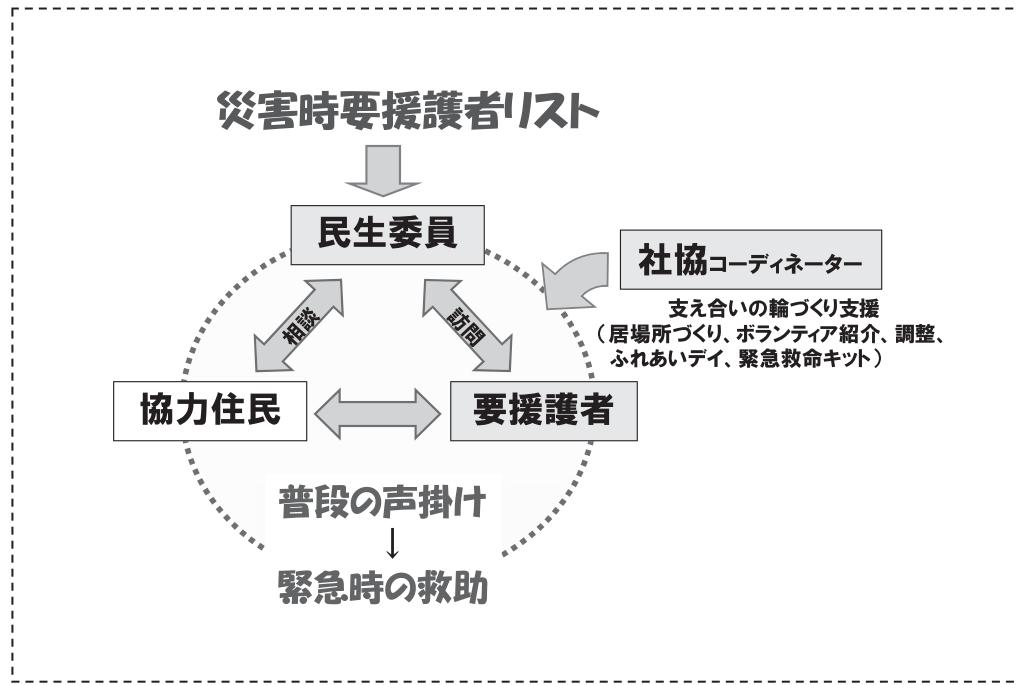
* 災害時一人も見逃さない体制づくり *

- 【地域包括支援センター[地域相談センター]・消防本部指令情報課】
「災害時支援者リスト³⁴」を充実させていきます。また、「災害ユイマール登録制度³⁵」の利用促進を図っていきます。
- 【福祉政策課・ちゃーがんじゅう課・障がい福祉課・保護課・総務課[市民防災室]・他関係各課】
緊急時や災害時等の要援護者の支援体制を強化するために、市役所内の機関において要援護者の情報の共有を進め、また外部に個人情報を提供するときの取扱ルールを確立していきます。
- 【福祉政策課・那覇市民児連・那覇市社協】
「災害時一人も見逃さない運動³⁶」に連動し、民生委員が友愛訪問により協力者を見つけ出していくします。
- 【那覇市社協・福祉政策課・総務課[市民防災室]・消防本部・市民協働推進課・他関係各課】
上記の協力者の中から、日頃から見守りができる住民ボランティアリーダーの養成を行い、災害や急病などの緊急時に要援護者の安全を確保するために、関係機関を含めた「災害救援ボランティア推進会議³⁷」を組織して地域ごとの避難訓練などいざというときの備えができるよう働きかけていきます。
- 【福祉政策課・ちゃーがんじゅう課・障がい福祉課・健康推進課・子育て応援課[児童館]・総務課[市民防災室]】
災害時等に介護を要する要支援者が安心して避難ができる場が必要です。そのため使いやすいトイレがあり、適切な介助が可能な福祉施設を福祉避難所³⁸として指定していきます。

【他関連課・団体】

那覇市自治会長会議連合会・各障がい者団体・日本赤十字社沖縄県支部

災害時等要援護者支援体制のイメージ図



第3章 計画の目標と取り組み

目標 1
目標 2
目標 3
目標 4

3-2 ユニバーサルデザイン³⁹のまちづくり

3-2-（1）福祉のまちづくり推進体制の充実

福祉のまちづくりに向けての普及啓発事業を広く推進するためには、地域のなかで市民や事業者等との協働により取り組んでいく必要があります。

取り組み

* 福祉のまちづくり推進員活動の充実と活用 *

- **【福祉政策課・教育委員会学校教育課】**

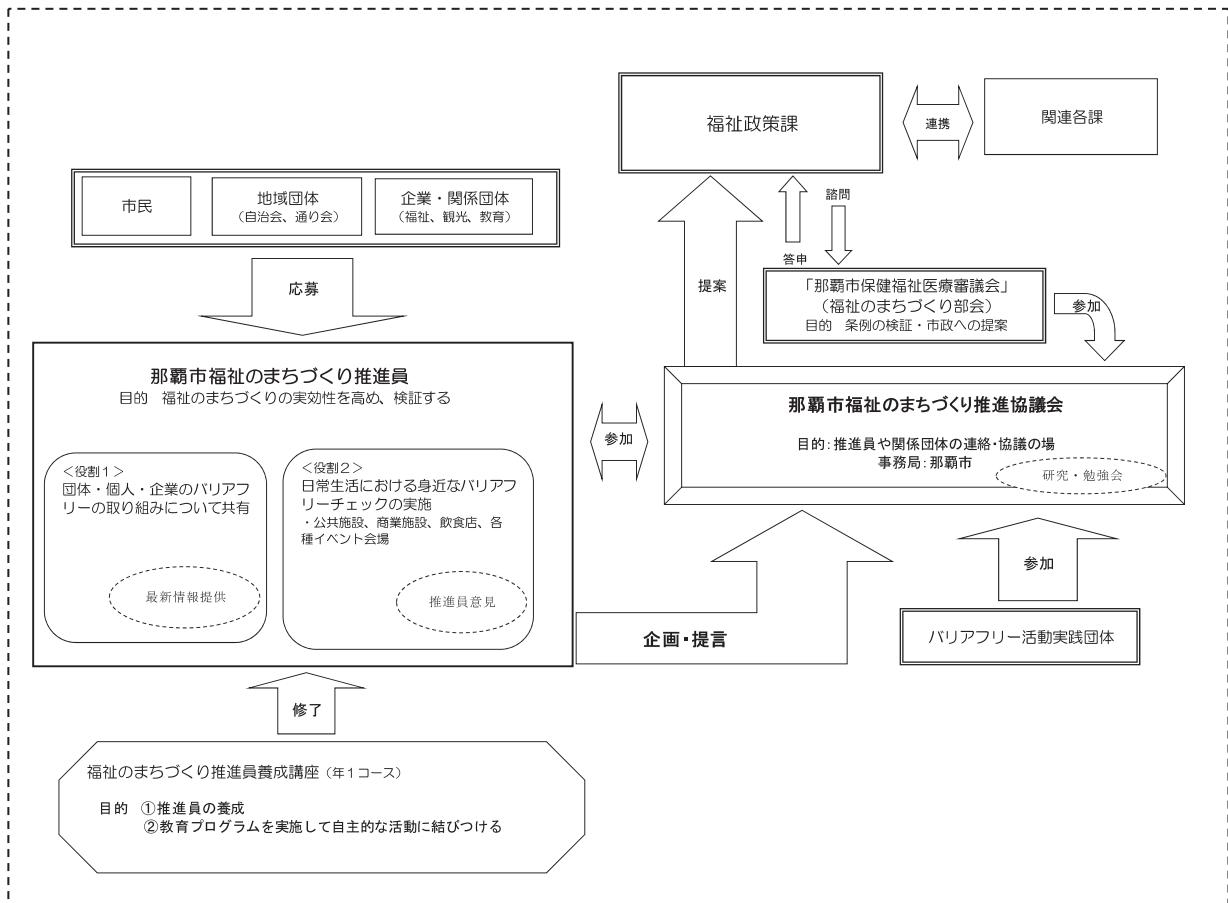
市民や事業者等へ啓発を図っていくための先導的役割を果たす福祉のまちづくり推進員（以下、推進員）を中心に活動を充実させていきます。推進員との協働により、市民や事業者対象の講演会やシンポジウムを開催し、地域に根差した啓発活動を進めています。

- **【福祉政策課】**

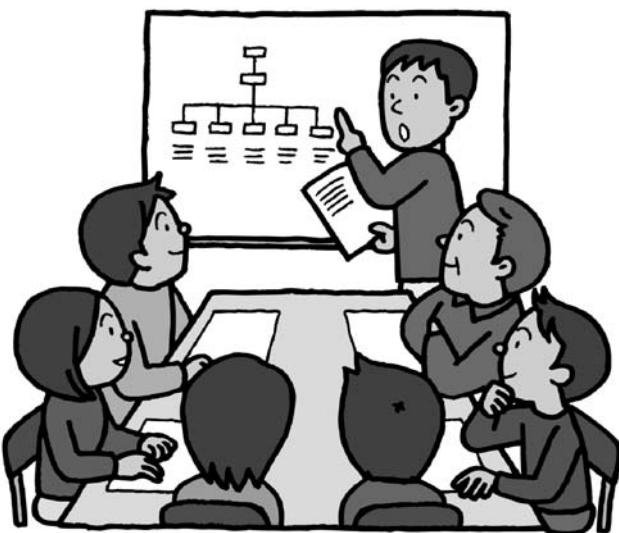
福祉のまちづくりの推進組織として、障がい当事者、建設関係者、事業者等を含めた「推進協議会（仮称）」をつくり、推進員を中心に、国際通りの多目的トイレ設置推進などの独自の企画を立て、事業に関する提言や活動を行うことを目指します。



那覇市の福祉のまちづくり推進イメージ図



目標
1 第3章
目標
2 計画の目標と取り組み
目標
3



3-2- (2) バリアフリー情報の発信

すべての人が暮らしやすいまちづくりを進めるためには、建築物等のバリアフリー化と同時に、情報発信により高齢者や障がい者などが抱える困難の理解・協力を深める「心のバリアフリー」の普及が必要です。

取り組み * バリアフリー情報の調査と発信 *

● 【福祉政策課】

市内各施設のバリアフリー状況について実地調査を行い、調査結果を「なはバリアフリー情報マップ」としてインターネット上で公開します。施設のバリアフリー状況や受け入れ時の対応等の情報を提供し、ハード・ソフト両面のバリアフリー化を推進します。

なはバリアフリー情報マップ画面



(ホームページアドレス) <http://www.gis.city.naha.okinawa.jp/welmap/index.html>



3-2- (3) 住民主体によるユニバーサルデザインの推進

多数の方が利用する施設等について、建設時に障がい当事者の意見を聞く機会を設けるなどの配慮が広がり、誰もが利用しやすい施設及びソフト面での対応が増えることが必要です。

取り組み

* 高齢者・障がい当事者の視点に立つ *

- **【福祉政策課・他関係各課】**

公共施設建設時には、建設関係課と連携して、障がい当事者の意見を聞く機会を設けるなどの取り組みを推進します。

- **【福祉政策課・人事課[職員研修所]】**

公共施設や市内の様々な店舗においてすべての人にやさしいサービスが広まり、高齢者や障がい者等の視点に立てサービスができるよう、市民、事業者及び市職員対象のサービス介助セミナー⁴⁰ 等の研修会を開催します。

【他関連各課・団体】

建築指導課・建設企画課・建築工事課

「那覇市福祉のまちづくり条例」のこれまでの経緯

本市では、平成 12 年に高齢者、障がい者等を含む全ての市民が生きがいのある豊かな生活を送ることができる明るい住みよい社会を実現するために、地域の特性を生かした「福祉のまちづくり条例」（以下「市条例」という。）を制定しました。

平成 18 年に「沖縄県福祉のまちづくり条例」（以下「県条例」という。）が改正され、また「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が施行されたのを受け、市条例の改正内容について審議会等で検討を重ねた結果、建築物等の整備基準は県条例の適用を受けることとし、機器、サービス等の努力基準及び特定事業の努力基準をはじめ、心のバリアフリーの啓発や学習及び研修の充実等、ソフト事業の充実を図る内容に改正することとしました。改正「那覇市福祉のまちづくり条例」は、平成 21 年 1 月 1 日付施行しています。